

プランビーエネルギー約款



平成 30 年 3 月 1 日実施
株式会社プランビー

目次

I 総則

1. 適用	p1
2. 約款の変更	p1
3. 定義	p1
4. 単位及び端数処理	p1
5. 実施細目	p1

II 契約の申し込み

6. 需給契約の申し込み	p2
7. 需給契約の成立及び契約期間	p2
8. 需要場所	p2
9. 需給契約の単位	p2
10. 供給の開始	p2
11. 供給の単位	p2
12. 承諾の限界	p2

III 契約種別及び料金

13. 契約種別及び電気料金	p2
----------------	----

IV 料金の算定及び支払い

14. 料金の適用開始の時期	p3
15. 検針日	p3
16. 料金の算定期間	p3
17. 使用電力量の計量	p3
18. 料金の算定	p3
19. 日割計算	p3
20. 料金の支払義務及び支払期日	p3
21. 料金その他の支払方法	p3
22. 延滞利息	p3
23. 期限の利益の喪失	p3
24. 合意管轄	p4

V 使用及び供給

25. 適正契約の保持	p4
26. 力率の保持	p4
27. 需要場所への立入りによる業務の実施	p4
28. 電気の使用にともなうお客さまの協力	p4
29. 違約金	p4
30. 供給の中止又は使用の制限若しくは中止	p4
31. 損害賠償の免責	p4
32. 設備の賠償	p4

VI 契約の変更及び終了

33. 需給契約の変更	p5
34. 名義の変更	p5
35. 需給契約の廃止	p5
36. 需給開始後の需給契約の廃止又は変更にと もなう料金及び工事費の精算	p5
37. 解約等	p5
38. 需給契約消滅後の債権債務関係	p5

VII 供給方法及び工事

39. 需給地点及び施設	p5
40. 計量器等の取り付け	p5
41. 電流制限器等の取り付け	p5

VIII 工事費の負担

42. 工事費負担金	p6
43. 工事費負担金の申し受け及び精算	p6
44. 需給開始に至らないで需給契約を廃止 又は変更される場合の費用の申し受け	p6

IX 調査及び保安に対するお客さまの協力

45. 保安の責任	p6
46. 調査	p6
47. 調査に対するお客さまの協力	p6
48. 保安に対するお客さまの協力	p6

X その他

49. 手数料等	p6
50. 反社会的勢力の排除	p6

附則

1. 本約款の実施期日	p7
-------------	----

別表

別表1 再生可能エネルギー発電促進賦課金	p7
別表2 燃料費調整	p7
別表3 日割計算の基本算式	p8
別表4 提供エリア	p9

プランビーエナジー料金表

1. 契約種別	p10
2. 適用条件・範囲	p10
3. 供給電気方式、供給電圧及び周波数	p10
4. 契約電流・契約容量・最大需要容量	p10
5. 料金	p10
(1) 北海道de5!	p11
(2) 東北de5!	p11
(3) 東京de5!	p12
(4) 北陸de5!	p12
(5) 中部de5!	p13
(6) 関西de5!	p13
(7) 中国de5!	巻末
(8) 四国de5!	巻末
(9) 九州de5!	巻末

I 総則

1 適用

- (1) ブランビーエネルギー約款 (以下、「本約款」といいます) は、送配電事業者の託送供給等約款に則り、当社が取次契約を締結する小売電気事業者である HTB エナジー株式会社 (以下「小売電気事業者」といいます) から低圧で供給される電気を、お客さまに販売するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) 本約款は、次の地域を除いた日本全国に適用いたします。
- ・ 沖縄県、及び離島 (離島供給約款の適用地域をいいます)

2 約款の変更

- (1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、一般送配電事業者の託送供給等約款の改定、その他供給方法等の技術的な事項又は需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定又は改廃により約款変更が必要な場合、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。
- (2)(1) に基づき本約款を変更する場合、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については説明を要する事項のうち、本約款の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号並びに当社の名称及び所在地のみを説明し記載すれば足りるものといたします。
- (3)(1) に基づき本約款を変更する場合、当社は、本約款の変更内容を、電子メールの送信又は電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) なお、需給契約の変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更をとみなわない場合、当社は、お知らせを省略いたします。

3 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルト又は 200 ボルトをいいます。
- (2) 電灯
白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器 (付属装置を含みます) をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 契約負荷設備
お客さまが使用できる負荷設備をいいます。
- (5) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (6) 契約主開閉器
契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (7) 契約電流
契約上使用できる最大電流 (アンペア) をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。
- (8) 契約容量
契約上使用できる最大容量 (キロボルトアンペア) をいいます。
- (9) 契約電力
契約上使用できる最大電力 (キロワット) をいいます。
- (10) 夏季
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
- (11) その他季
毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。
- (12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます) 第 16 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (13) 貿易統計
関税法に基づき公表される統計をいいます。
- (14) 平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間又は 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします) をいいます。
- (15) 一般送配電事業者
電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める事業者で、お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。
- (16) 小売電気事業者
電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に定める事業者をいいます。
- (17) 託送供給等約款
電気事業法第 18 条に規定され、一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます。
- (18) 離島供給約款
電気事業法第 21 条に規定され、一般送配電事業者が定める離島供給約款をいいます。

4 単位及び端数処理

本約款において料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

本約款に定めのない特別な事項については、本契約の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申し込み

6 需給契約の申し込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定のインターネット、又は書面にてお申し込みいただきます。
- (2) 当社が必要と判断する場合、契約負荷設備、契約電流、契約容量及び契約電力について、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただくことがあります。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただくことがあります。
- (3) 動力コースの受給契約は電灯と同時申し込みのみができるものとし、契約電力が3キロワット以上、年間負荷率が15%以内を条件といたします。

7 需給契約の成立及び契約期間

- (1) 需給契約は、申し込みを受け、一般送配電事業者の切り替え手続きが完了したのち、当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ：契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年後の応当日までといたします。
 - ロ：契約期間満了に先立って、お客さま又は当社のいずれからも契約変更等の申し出がない場合は、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
 - ハ：最低利用期間は14(料金の適用開始の時期)で定める料金の適用開始日以降1年後の応当日までといたします。最低利用期間内に、需給契約の消滅した場合、当社が定める期日までに解約違約金として49(手数料等)で定める額を支払っていただきます。
- (3) 需給契約が継続される場合、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、継続の需給契約期間に関する事項のみといたします。また、書面の交付については、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号並びに当社の名称及び所在地を、電子メールの送信又はインターネット等により、お客さまにお知らせいたします。

8 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)及び(3)によります。ただし、当社は、一般送配電事業者の決定に従い、1需要場所を決定することがあります。なお、1構内をなすものとは、柵、塀等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。
- (2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上又は地下において連結され、かつ、各建物の所有者及び使用者が同一のとき等建物としての一体性を有している認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。
- (3) 構内又は建物の特殊な場合には、次によります。
 - イ：居住用の建物の場合
 - 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。
 - (イ) 各部分の間が固定的な隔壁又は扉で明確に区分されていること。
 - (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
 - (ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有すること。
 - ロ：居住用以外の建物の場合
 - 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないとき又は各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。
 - ハ：居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合
 - 1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。
 - ニ：その他
 - 構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

当社は、動力を使用する需要に対する契約とあわせていずれかの契約種別を契約する場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、やむをえない場合等特別の事情がある場合は協議することといたします。

10 供給の開始

- (1) 他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合、お客さまにお申し込みをいただき、一般送配電事業者による切替手続き完了後に供給開始となります。なお、一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- (2) 当社は、お客さまの需給契約の申し込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経た後、速やかに電気を供給いたします。
- (3) 当社は、天候、用地交渉、電交渉等の事情にやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を速やかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込み及び1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線(2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます)による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況、その他によってやむをえない場合には、需給契約の申し込みの全部又は一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

III 契約種別及び料金

13 契約種別及び電気料金

- (1) 契約種別及び電気料金に関する詳細事項は、プランビーエナジー料金表、プランビーエナジーコース別説明書ママトクコース、朝ママトクコース、低圧電力プランビーエナジーコース別説明書動力コースにて定めます。
- (2) プランビーエナジー料金表では、適用条件、供給電気方式、供給電圧及び周波数、契約電力等、電気料金メニューの適用期間等を定めます。

IV 料金の算定及び支払い

14 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

15 検針日

検針は一般送配電事業者が定めた日（お客さまの属する検針区域に応じて、あらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定められます）に原則として実施されます。検針日は、実際に検針を行った日又は検針を行ったものとされる日といたします。

16 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます）といたします。ただし、電気の供給を開始し、又は需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間又は直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

17 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、一般送配電事業者により託送供給等約款に従い行われるものといたします。計量された使用電力量はお客さまにお知らせいたします。

18 料金の算定

(1) 料金は、お客さまの使用電力量に基づき、需給契約ごとに契約種別の料金を適用して算定いたします。

(2) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ：電気の供給を開始し、又は需給契約が消滅した場合

ロ：契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

19 日割計算

(1) 当社は、18(料金の算定)(2) イ又はロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ：基本料金、最低料金、最低月額料金、又は最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表 3(日割計算の基本算式)(1) により日割計算をいたします。

ロ：電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 3(日割計算の基本算式)(3) により算定いたします。ただし、電力量区分については、別表 3(日割計算の基本算式)(2) により日割計算をいたします。

ハ：再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 3(日割計算の基本算式)(4) により算定いたします。

ニ：イ、ロ及びハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2)(1) により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

20 料金の支払義務及び支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ：原則として、検針日といたします。

ロ：検針日に、一般送配電事業者からお客さまの接続供給電力量の値を当社が受領できなかった場合は、当社が受領した日といたします。

ハ：一般送配電事業者から受領したお客さまの接続供給電力量の値の欠損等により受領した日に当社が料金の算定ができなかった場合は、当社が料金算定を行った日といたします。

ニ：需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。

(2) お客さまの料金は、当社が定める支払期日までに支払っていただきます。

お客さまの料金は、お客さまが指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日までにお支払いいただきます。支払方法及び支払期日は、以下のとおりとします。

イ：口座振替払い

毎月 20 日を支払期日といたします。ただし、20 日が土日祝祭日の場合は、翌営業日といたします。

ロ：クレジットカード払い

請求書発行日から、3 歴日を支払期日とし、お客さまが指定されたクレジットカード会社から支払いがなされます。

ハ：コンビニ払込票払い

当社からお客さまに払い込み用紙を発行後、郵送いたします。支払期日は、発行日から 30 日以内といたします。

(3) 支払期日から 10 歴日の間は、本約款第 22 条延滞利息に定める、延滞利息は発生しないものとします。

21 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、当社が指定する方法で支払っていただきます。支払方法を選択する場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) 当社は、(1) に関わらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(4) 本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

22 延滞利息

お客さまが支払期日を経過してもなお料金その他の債務（延滞利息及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます）について支払われない場合は、延滞利息を当社が指定する期日までに支払っていただきます。延滞利息は、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年率 14.6% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします）で算定した金額といたします。

23 期限の利益の喪失

(1) 甲に次の各号の事由が生じた場合、乙は甲に対し何ら催告を要することなく、本契約を解除できるものとし、甲は乙に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し直ちにその一切の債務の弁済するものとする。なお、乙は解除日を予め甲に通知しなければならない。

イ：支払の停止、又は破産の申立、和議開始、会社更生手続開始、民事再生開始、法人整理、任意整理若しくは特別清算開始の申立があったとき

ロ：後見開始決定を受けたとき

ハ：手形交換所の取引停止処分を受けたとき

ニ：仮差押え、保全差押、若しくは差押命令、通知が發送されたとき

ホ：住所変更の届出を怠る等甲に帰責事由がある場合において甲の所在が不明となったとき

(2) 甲に次の各号の事由が生じた場合、乙は甲に対し何ら催告を要することなく、本契約を解除できるものとし、甲は乙の請求によって乙に対する一切の債務の期限の利益を喪失し直ちにその一切の債務の弁済をするものとする。なお、乙は解除日を予め甲に通知しなければならない。

イ：本件契約者が債務の一部でも遅滞したとき

ロ：本契約の定めに違反したとき

ハ：前各号の他債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

24 合意管轄

本契約に関して生じた一切の紛争については、乙の本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

V 使用及び供給

25 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、速やかに契約を適正なものに変更していただきます。

26 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、90 パーセント以上に保持していただきます。

27 需要場所への立入りによる業務の実施

当社及び一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備又は計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取り付け及び取り外しを含みます）、改修又は検査

(2) 48（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器若しくはその他電気工作物の確認若しくは検査又は電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針又は計量値の確認

(5) 35（需給契約の廃止）(1) 又は 37（解約等）により必要な処置

(6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更若しくは終了等に必要な業務又は当社又は一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

28 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、若しくは妨害するおそれがある場合、又は当社若しくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます）には、お客さまの負担で、必要な調整装置又は保護装置を需要場所に施設していただくものとし、必要がある場合には、供給設備を変更し、又は専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ：負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ：負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合

ハ：負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ：著しい高周波又は高調波を発生する場合

ホ：その他イ、ロ、ハ又はニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1) に準ずるものいたします。

29 違約金

(1) お客さまが 37（解約等）(1) の二に該当し、そのために料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 10 倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。

(2) (1) の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

30 供給の中止又は使用の制限若しくは中止

(1) 当社又は一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、又はお客さまに電気の使用を制限し、若しくは中止していただくことがあります。

イ：異常漏水等により電気の需給上やむをえない場合。

ロ：一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、又は故障が生ずるおそれがある場合

ハ：一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ニ：非常変災の場合

ホ：その他保安上必要がある場合

(2) (1) の場合には、当社又は一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(3) (1) の場合には、当社は、料金の減額等は行いません。

31 損害賠償の免責

(1) 30（供給の中止又は使用の制限若しくは中止）(1) によって電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、若しくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 37（解約等）によって需給契約を解約した場合若しくは需給契約が消滅した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

32 設備の賠償

お客さまが故意又は過失によって、その需要場所内の当社又は一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失又は修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更及び終了

33 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更（お客さまの需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます）を希望される場合は、本約款に別段の定めのある場合を除き、II(契約の申し込み) に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) お客さまが、当社から当社への契約種別の変更を希望される場合は、原則として、当社所定の手続きによって、お申し込みをしていただきます。

34 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申し出を必要とするときを除き、電話等により申し出ていただきます。

35 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。
- (2) 需給契約は、37(解約等) 及び次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
イ：当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
ロ：当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

36 需給開始後の需給契約の廃止又は変更にもなう料金及び工事費の精算

- (1) お客さまが、契約電流又は契約容量を新たに設定し、又は増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、又は契約容量若しくは契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
- (2) お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、又は需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

37 解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約をお客さまに対する通知により解約することがあります。
イ：お客さまが需給契約の申し込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等、電気の使用開始を始めた時期に関し事実と反する申し出を行った場合
ロ：他人になりすまして各種サービスを利用した場合
ハ：他人の権利を侵害し、公序良俗若しくは法令に反し、又は他人の利益を害する態様で電気を使用した場合
ニ：電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、又は電気を使用される場合
ホ：お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
ヘ：27(需要場所への立ち入りによる業務の実施) に反して、当社及び一般送配電事業者の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
ト：28(電気の使用にともなうお客さまの協力) によって必要となる措置を講じられない場合
チ：当社のサービスの運営を妨げる行為を行う場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、原則として解約の 15 日前までに書面にてお知らせいたします。本書面の発行については手数料 200 円（1 通あたり）をお支払いいただきます。支払を要する額は、発行手数料に消費税及び地方消費税相当額を加算した額といたします。
イ：お客さまが料金の支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
ロ：お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます）の料金の支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
ハ：本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合
ニ：その他お客さまがこの約款に違反した場合
- (3) お客さまが 35(需給契約の廃止) (1) による通知をせず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。
- (4) 動力コースと電灯の同時申し込みを行った場合の解約において、電灯を解約する際は、動力コースも解約しなければならないものとします。

38 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法及び工事

39 需給地点及び施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます）は、託送供給等約款における供給地点といたします。
- (2) 需給地点に至るまでの供給設備、付帯設備（供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます）及びその施設に関する事項は託送供給等約款によります。

40 計量器等の取り付け

- (1) 料金の算定に必要な計量器及びその付属装置は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、多額の費用を要する場合は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。
- (2) 計量器及びその付属装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針検査並びに取り付け及び取り外し工事が容易な場所とし、お客さまと一般送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 計量器及びその付属装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1) によりお客さまが施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) 一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器及びその付属装置の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費をお客さまから申し受けます。

41 電流制限器等の取り付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。

- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額をお客さまから申し受けます。

VIII 工事費の負担

42 工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用若しくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、又は、新たな電気の使用若しくは契約容量等の増加をともなわずに、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。

43 工事費負担金の申し受け及び精算

当社が託送供給等約款に基づき 42(工事費負担金) の工事費負担金を求められる場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合があります。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客さまと速やかに精算するものといたします。

44 需給開始に至らないで需給契約を廃止又は変更される場合の費用の申し受け

供給設備の一部又は全部を施設したのち、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止又は変更される場合、当社は託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。なお、実際に供給設備の工を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。

IX 調査及び保安に対するお客さまの協力

45 保安の責任

一般送配電事業者が需給地点に至るまでの供給設備及び計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

46 調査

一般送配電事業者が法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

47 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成した時に、速やかにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 一般送配電事業者が、46(調査) を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾を得て電気工作物の配線を提示していただきます。

48 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまから速やかにその旨を一般送配電事業者へ通知していただきます。
- この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
- イ：お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状若しくは故障がある、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- ロ：お客さまが、お客さまの電気工作物に異状若しくは故障がある、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含む）の設置、変更又は修繕工事をされる場合、あらかじめその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされたのち、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上必要があるときには、一般送配電事業者はお客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

X その他

49 手数料等

- (1) 当社は、お客さまからの申し出があった場合は、お客さまに係る請求書（クレジットカードによるお支払いの方は利用明細書）、領収書（口座振替によるお支払いの方のみ）及び期間を通じての支払証明書（最大 1 年）を書面にて発行いたします。
- (2) (1) の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお支払いいただきます。発行手数料について支払を要する額は、発行手数料に消費税及び地方消費税相当額を加算した額といたします。

手数料		金額
発行手数料	請求書、利用明細書、領収書、コンビニ払込票	1通につき200円
	支払い証明書	1通につき1,000円

- (3) 7 (需給契約の成立及び契約期間) で定める最低利用期間内に、需給契約の消滅した場合には、当社が定める期日までに以下の額（以下「解約違約金」といいます。）を支払っていただきます。解約違約金について支払を要する額は、解約違約金に消費税及び地方消費税相当額を加算した額といたします。

手数料名	金額（税抜）
解約違約金	2,000円

- (4) 当社は、お客さまが引越しをする場合、(3) に定める解約違約金の適用を除外し、又はその金額を減額して適用することがあります。

50 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまには、需給契約の締結時点及び将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。
- イ：暴力団員（暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）の構成員）
- ロ：暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力、若しくは関与する者）
- ハ：暴力団関係企業の構成員（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で、暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力、若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業の構成員）
- ニ：総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）

- ホ：社会運動等標榜ゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
- ヘ：特殊知能暴力集団等（イからホに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者）
- ト：その他前各号に準ずる者
- (2) 当社は、お客さまが(1)に違反していることが判明した場合、又はお客さまが(1)に違反している疑いがあると認めた場合は、ただちに需給契約を解約いたします。

附則

1 本約款の実施期日
本約款は 30 年 3 月 1 日から実施します。

別表

別表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます）及び回避可能費用単価等を定める告示により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の指定するホームページで公開いたします。
- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の起算日から翌年の 5 月の起算日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
イ：再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、中国 de5! 電灯 A、四国 de5! 電灯 A における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- ロ：お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申し出の直後の 5 月の起算日から翌年の 5 月の起算日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項又は第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イに関わらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

別表 2 燃料費調整

- (1) 燃料費調整額の算定
イ：平均燃料価格
原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。
なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。
平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$
A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格
B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格
C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α 、 β 、及び γ は、料金種別ごとに次のとおりといたします。

北海道電力管内	$\alpha = 0.4699$	—	$\gamma = 0.7879$
東北電力管内	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\gamma = 0.7386$
東京電力管内	$\alpha = 0.1970$	$\beta = 0.4435$	$\gamma = 0.2512$
北陸電力管内	$\alpha = 0.2303$	—	$\gamma = 1.1441$
中部電力管内	$\alpha = 0.0275$	$\beta = 0.4792$	$\gamma = 0.4275$
関西電力管内	$\alpha = 0.0332$	$\beta = 0.3786$	$\gamma = 0.6231$
中国電力管内	$\alpha = 0.1543$	$\beta = 0.1322$	$\gamma = 0.9761$
四国電力管内	$\alpha = 0.2104$	$\beta = 0.0541$	$\gamma = 1.0588$
九州電力管内	$\alpha = 0.1490$	$\beta = 0.2575$	$\gamma = 0.7179$

- なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- ロ：燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が (ハ) 基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が (ハ) 基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 基準燃料価格は以下のとおりといたします。

北海道電力管内	東北電力管内	東京電力管内	北陸電力管内	中部電力管内	関西電力管内	中国電力管内	四国電力管内	九州電力管内
37,200円	31,400円	44,200円	21,900円	45,900円	25,500円	26,000円	26,000円	33,500円

ハ：燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	6月ご使用分
毎年2月1日から4月30日までの期間	7月ご使用分
毎年3月1日から5月31日までの期間	8月ご使用分
毎年4月1日から6月30日までの期間	9月ご使用分
毎年5月1日から7月31日までの期間	10月ご使用分
毎年6月1日から8月31日までの期間	11月ご使用分
毎年7月1日から9月30日までの期間	12月ご使用分
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年1月ご使用分
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年2月ご使用分
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年3月ご使用分
毎年11月1日から1月31日までの期間	翌年4月ご使用分
毎年12月1日から2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年5月ご使用分

二：燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、関西 de5! 電灯 A シングルコース、関西 de5! 電灯 A ファミリーコース、中国 de5! 電灯 A、四国 de5! 電灯 A における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ：関西 de5! 電灯 A シングルコース、関西 de5! 電灯 A ファミリーコース、中国 de5! 電灯 A、四国 de5! 電灯 A

			税抜額
関西 de5! 電灯 A シングルコース 電灯 A ファミリーコース	最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	2円93銭2厘
	電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	19銭5厘
中国 de5! 電灯 A	最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円61銭3厘
	電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	24銭1厘
四国 de5! 電灯 A	最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	1円95銭8厘
	電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	17銭8厘

ロ：イ以外

		税抜額
北海道 de5! 電灯 B・電灯 C・動力コース	1キロワット時につき	19銭3厘
東北 de5! 電灯 B・電灯 C・動力コース	1キロワット時につき	21銭7厘
東京 de5! 電灯 B・電灯 C・動力コース	1キロワット時につき	22銭8厘
中部 de5! 電灯 B・電灯 C・動力コース	1キロワット時につき	22銭9厘
北陸 de5! 電灯 B・電灯 C・動力コース	1キロワット時につき	14銭6厘
関西 de5! 電灯 B・動力コース	1キロワット時につき	19銭5厘
中国 de5! 電灯 B・動力コース	1キロワット時につき	24銭1厘
九州 de5! 電灯 B・電灯 C・動力コース	1キロワット時につき	17銭6厘

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1) イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格及び (1) ロによって算定された燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

別表 3 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(1) 基本料金、最低料金、最低月額料金又は最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

イ：関西 de5! 電灯 A シングルコース、関西 de5! 電灯 A ファミリーコース、中国 de5! 電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

四国 de5! 電灯 A の場合

最低料金適用電力量＝11 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$

なお、関西 de5! 電灯 A シングルコース、関西 de5! 電灯 A ファミリーコース、中国 de5! 電灯 A、四国 de5! 電灯 A それぞれの最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金又は最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

関西 de5! 電灯 A シングルコース、関西 de5! 電灯 A ファミリーコース、中国 de5! 電灯 A の場合

第1段階料金適用電力量＝105 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$

関西 de5! 電灯 A シングルコース、関西 de5! 電灯 A ファミリーコース、中国 de5! 電灯 A の第1段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量＝180 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$

なお、関西 de5! 電灯 A シングルコース、関西 de5! 電灯 A ファミリーコース、中国 de5! 電灯 A の第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

四国 de5! 電灯 A の場合

第1段階料金適用電力量＝84 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$

四国 de5! 電灯 A の、第1段階料金適用電力量とは、0 キロワット時をこえ 95 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量＝205 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$

なお、四国 de5! 電灯 A の第2段階料金適用電力量とは、95 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ：北海道 de5! の場合

第1段階料金適用電力量＝120 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量＝160 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ：その他の料金種別

第1段階料金適用電力量＝120 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量＝180 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

二：イ、ロ又はハによって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量及び第2段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 18(料金の算定) の場合は、料金種別ごとに算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金 (最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます) を算定する場合は、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

別表 4 提供エリア

提供エリア	都道府県名
北海道電力エリア	北海道
東北電力エリア	青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県
東京電力エリア	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部
中部電力エリア	愛知県、長野県、静岡県(一部を除く)、岐阜県(一部を除く)、三重県(一部を除く)
北陸電力エリア	富山県、石川県、福井県の一部、岐阜県の一部
関西電力エリア	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部を除く)、福井県の一部、三重県の一部、
中国電力エリア	鳥取県、島根県(一部を除く)、岡山県、広島県、山口県(一部を除く)、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国電力エリア	徳島県、高知県、香川県(一部を除く)、愛媛県(一部を除く)
九州電力エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

但し離島を除くこととする。

プランビーエネルギー料金表

プランビーエネルギー約款における、電気料金及びその請求等の条件についてはこの料金表において、株式会社プランビーが定めます。

1 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	北海道de5!	電灯B・電灯C
	東北de5!	電灯B・電灯C
	東京de5!	電灯B・電灯C
	北陸de5!	電灯B・電灯C
	中部de5!	電灯B・電灯C
	関西de5!	電灯B
		電灯Aシングルコース・電灯Aファミリーコース
	中国de5!	電灯A・電灯B
	四国de5!	電灯A
	九州de5!	電灯B・電灯C

2 適用条件・範囲

(1) 供給地

供給地は以下のとおりであること。

北海道de5!	北海道電力管内
東北de5!	東北電力管内
東京de5!	東京電力管内
北陸de5!	北陸電力管内
中部de5!	中部電力管内
関西de5!	関西電力管内
中国de5!	中国電力管内
四国de5!	四国電力管内
九州de5!	九州電力管内

(2) 契約電流・容量

(イ) 北海道 de5!、東北 de5!、東京 de5!、北陸 de5!、中部 de5!、九州 de5!

①電灯 B

契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

②電灯 C

契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 関西 de5! 電灯 A シングルコース・関西 de5! 電灯 A ファミリーコース、中国 de5!、四国 de5!

①電灯 A

使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます) が 6 キロボルトアンペア未満であること。

②電灯 B

契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(3) 低圧電力とのあわせ契約

1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合 10 アンペア若しくは 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)(2) に該当し、かつ、(3) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

3 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツ又は 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト若しくは 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

4 契約電流・契約容量・最大需要容量

(1) 北海道 de5!、東北 de5!、東京 de5!、北陸 de5!、中部 de5!、九州 de5! 電灯 B

(イ) 契約電流は 30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア又は 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器等その他の適当な装置 (以下電流制限器等) といたします) 又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けません。

(2)(1) 以外

契約容量・最大需要容量は、負荷の実情に応じてお客さまと当社又は一般送配電事業者との協議によって定めます。お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社又は一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

5 料金

料金は、基本料金、電力量料金及び別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2(燃料費調整)(1)ロ(ハ)を下回る場合は、別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2(燃料費調整)(1)ロ(ハ)を上回る場合は、別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 北海道 de5!

イ：電灯 B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約電流30アンペア	954円18銭
契約電流40アンペア	1272円24銭
契約電流50アンペア	1590円30銭
契約電流60アンペア	1908円36銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	22円37銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワットにつき	28円24銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	31円71銭

(ハ) 最低月額料金

(イ) 及び (ロ) によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金及び別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	246円24銭
--------	---------

ロ：電灯 C

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	318円06銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	22円37銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワットにつき	28円24銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	31円71銭

(2) 東北 de5!

イ：電灯 B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約電流30アンペア	923円40銭
契約電流40アンペア	1231円20銭
契約電流50アンペア	1539円00銭
契約電流60アンペア	1846円80銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円33銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	23円63銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円32銭

(ハ) 最低月額料金

(イ) 及び (ロ) によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金及び別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	257円04銭
--------	---------

ロ：電灯 C

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	307円80銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円33銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	23円63銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円32銭

(3) 東京 de5!

イ：電灯 B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約電流30アンペア	800円28銭
契約電流40アンペア	1067円04銭
契約電流50アンペア	1333円80銭
契約電流60アンペア	1600円56銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円55銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	24円70銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円52銭

(ハ) 最低月額料金

(イ) 及び (ロ) によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金及び別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	231円55銭
--------	---------

ロ：電灯 C

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	266円76銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円55銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	24円70銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円52銭

(4) 北陸 de5!

イ：電灯 B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約電流30アンペア	677円16銭
契約電流40アンペア	902円88銭
契約電流50アンペア	1128円60銭
契約電流60アンペア	1354円32銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円65銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	20円27銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	21円87銭

(ハ) 最低月額料金

(イ) 及び (ロ) によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金及び別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	178円08銭
--------	---------

ロ：電灯 C

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	225円72銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円65銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	20円27銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	21円87銭

(5) 中部 de5!

イ：電灯 B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約電流30アンペア	800円28銭
契約電流40アンペア	1067円04銭
契約電流50アンペア	1333円80銭
契約電流60アンペア	1600円56銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワットにつき	19円65銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	23円83銭
300キロワット時をこえる1キロワットにつき	26円58銭

(ハ) 最低月額料金

(イ) 及び (ロ) によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金及び別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	253円80銭
--------	---------

ロ：電灯 C

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	266円76銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワットにつき	19円65銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	23円83銭
300キロワット時をこえる1キロワットにつき	26円58銭

(6) 関西 de5!

イ：電灯 A シングルコース

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	327円65銭
電力量料金	15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワットにつき	19円76銭
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワットにつき	23円83銭
	300キロワット時をこえる1キロワットにつき	27円25銭

ロ：電灯 A ファミリーコース

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	373円73銭
電力量料金	15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワットにつき	21円24銭
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワットにつき	21円95銭
	300キロワット時をこえる1キロワットにつき	22円00銭

ハ：電灯 B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	369円36銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワットにつき	16円53銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	20円60銭
300キロワット時をこえる1キロワットにつき	20円86銭

(7) 中国 de5!

イ：電灯 A

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	314円67銭
電力量料金	15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワットにつき	19円38銭
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワットにつき	25円62銭
	300キロワット時をこえる1キロワットにつき	27円59銭

ロ：電灯 B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	379円62銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワットにつき	16円88銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	22円56銭
300キロワット時をこえる1キロワットにつき	24円31銭

(8) 四国 de5!

イ：電灯 A

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	383円73銭
電力量料金	0キロワット時をこえ 95キロワット時までの1キロワットにつき	19円00銭
	95キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワットにつき	25円18銭
	300キロワット時をこえる1キロワットにつき	28円46銭

(9) 九州 de5!

イ：電灯 B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約電流30アンペア	831円06銭
契約電流40アンペア	1108円08銭
契約電流50アンペア	1385円10銭
契約電流60アンペア	1662円12銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワットにつき	16円34銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	21円56銭
300キロワット時をこえる1キロワットにつき	24円35銭

(ハ) 最低月額料金

(イ) 及び (ロ) によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金及び別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	309円66銭
--------	---------

ロ：電灯 C

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	277円02銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワットにつき	16円34銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	21円56銭
300キロワット時をこえる1キロワットにつき	24円35銭